

御笠川・牛頸川・平野川フエスタ 実行委員を募集します

御笠川・牛頸川・平野川フエスタは、河川敷のごみを拾う市民参加のクリーンウォークです。清掃や生息する動植物の観察を通して、川を愛し親しむ心を育てることを目的としています。

実行委員として、皆さんのアイデアや思いを企画と運営に生かしてみませんか。



- 開催日 11月2日(日)
- 対象者 フエスタと実行委員会(7、11月の会議)に出席できる人

※会議は、平日夜間を予定しています。

- 申込方法 電話

- 申込期限 6月30日(月)

- 申し込みと問い合わせ先

御笠川・牛頸川・平野川フエスタ実行委員会事務局(循環型社会推進課内)

☎(580)1887



プラットフォーム
ポータルサイト

ホットな

消費者ニュース 268号



**「定期縛りなし」は「1回だけ」では
ありません! 「解約しないと商品が
届く定期購入」です!**

相談事例

事例① SNSで化粧クリームの商品を見た。「初回1980円、定期縛りなし」と書いてあったので、1回だけのつもりで注文したが、最近2回目の商品が届いた。納品書に次回発送日を書いてあったため、事業者が電話で「定期縛りなしの1回のみ申し込んだ」と伝えると、「次回発送の15日前までに連絡がなかったため、2回目の商品の解約はできない」と言われた。2回目の商品を返品したい。

事例② SNSで健康食品の広告を見た。「初回980円、回数縛りなし」と書いてあったので、1回だけだと思い注文した。2回目が届いたため、注文していない商品だと思い、事業者に連絡せずに返品して終わりと思っていた。しかし、2回目の商品代金9800円の請求書が届いた。支払わないといけないのか。

アドバイス

◆インターネット通販では、注文する前に、「最終確認画面」で契約に関する重要な情報をしっかり確認しましょう。

①割引されている「初回価格」「お試し価格」は、定期購入が条件になっていませんか?

②購入する回数が決まられていますか?

③支払うことになる総額はいくらか?

④返品や解約の条件、連絡方法、連絡先を確認しましたか?

⑤お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか?

◆通信販売には、クーリング・オフはありません。返品・解約する場合は、事業者の定めた規約に従うことになります。

◆契約内容の記録として、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。

◆不安なときは、1人で悩まず、まずは消費生活センターに相談しましょう。

◆市消費生活相談(予約不要)

平日 午前9時半～正午

午後1時～4時半

市消費生活センター(市役所新館4階) ☎(580)1968

◆消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日

午前10時～午後4時

☎1888(局番なし)

◆問い合わせ先

生活安全課 ☎(580)1897